

不正送金における被害補償対応の開始について

当金庫では、インターネットバンキングサービスにおいて、万が一法人のお客さまが不正送金被害に遭われた場合の補償対応について、「しんきん法人インターネットバンキング利用規定（第12条）」に下記のとおり追加させていただきますので、ご案内申し上げます。

- 対象となるお客さま
法人のお客さま

- 補償対応開始日
平成29年1月1日（日）

- 補償限度額
法人のお客さま
1 契約（口座単位）につき、年間上限1,000万円
※年間は毎年12月1日午後4時から翌年12月1日午後4時

＜個人事業主のお客さまについては、従来どおり、個人のお客さまと同様、損害額が補償限度額となります＞

- 補償条件
被害状況やセキュリティ対策の状況等により個別に判断

○主な補償条件

- ・セキュリティ対策ソフトを使用し、最新の状態にアップデートが行われていること
- ・当金庫が推奨するOS（パソコン基本ソフト）、ブラウザ（インターネット閲覧ソフト）を使用し、最新の状態にアップデートが行われていること 等

※詳細については、『しんきん法人インターネットバンキングサービス利用規定』の第12条をご参照ください

あした
すべてを地域の明日のために

 中栄信用金庫

しんきん法人インターネットバンキングサービス利用規定（抜粋）

第12条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等

1. 補償範囲

利用者番号、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワ
ンタイムパスワード等または電子証明書等の盗取等により行われた不正な資金
移動等において、第5項に定める場合を除き、当該資金移動等にかかる損害
（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補償を請求することがで
きます。

ただし、第2項に定める期間内で第3項に定める限度額の範囲内とします。

2. 補償期間

不正な資金移動等が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通
知が行われた日の30日前の日以降（ただし、当金庫に通知することができ
ないやむを得ない事情があることをご契約先が証明した場合は、その事情が
継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間）とします。

3. 補償限度額

個人事業主のご契約先については、不正な資金移動等にかかる損害額（手
数料や利息を含みます）とします。

法人のご契約先については、1契約（口座単位）につき、1年間に
1,000万円を補償金額の上限とします。なお、1年間は毎年12月1日午
後4時から翌年12月1日午後4時までの期間とします。

4. 補償要件

- (1) ご契約先が本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、
当金庫に速やかにご通知いただいていること。
- (2) 当金庫の調査に対し、ご契約先から十分なお説明をいただいていること。
- (3) ご契約先が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力さ
れていること。

5. 補償しない場合

- (1) ご契約先の故意または重大な過失により行われた場合。
- (2) ご契約先の配偶者、二等親内の親族、同居の親族、その他の同居人、家
事使用人、または会社関係者によって行われた場合。

- (3) ご契約先が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
- (4) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動が行われた場合。

6. 重大な過失となりうる場合

第5項(1)に定める重大な過失とは次のとおりです。

- (1) 第三者にパスワードを知らせた場合。
- (2) パソコン本体にパスワードを記載したメモを貼付したり、容易に認知できる状態で電子ファイルに保存していた場合。
- (3) 第三者にお客様カード、乱数表またはトークンを渡した場合。
- (4) お客様カードまたは乱数表にパスワードを記載していた場合。
- (5) その他、上記と同程度の著しい注意義務違反が認められた場合。

7. 補償が制限される場合

- (1) 当金庫が注意喚起しているにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番、電話番号・勤務先の電話番号、自動車などのナンバーをパスワードにしていた場合で、かつ、パスワードを推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)を盗取された場合。
- (2) 当金庫が推奨するOS(パソコン基本ソフト)、ブラウザ(インターネット閲覧ソフト)を使用していない場合、または最新の状態にアップデートが行われていない場合。
- (3) セキュリティ対策ソフトを使用していない場合、または最新の状態にアップデートが行われていない場合。
- (4) ログインした状況で操作端末から離れていた結果、被害が発生したと見られる場合。
- (5) その他、上記と同程度の著しい注意義務違反が認められた場合。

8. 補償基準

補償につきましては、ご契約先の被害状況等を踏まえ、当金庫において個別に補償の判断をさせていただきます。

以 上